

デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

令和 6 年 3 月
名古屋市住宅都市局

1 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信ぴょう性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2 対象工事

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員と協議したうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、3 から 6 の全てを実施することとする。

3 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版）（国営建技第 13 号）」（以下「撮影要領」という。） 3.（3）撮影方法に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ信ぴょう性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信ぴょう性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」※¹に記載している技術を使用していること。また、受注者は、監督員に対して工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」※²を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選択に限定するものではない。

4 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、3 の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、撮影要領 3.（3）撮影方法による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

5 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、撮影要領に準ずるが、4に示す小黑板情報の電子的記入については、撮影要領4. で規定されている写真編集には該当しない。

6 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、4に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）をアルバムにし、工事完成時に発注者へ納品するものとする。また、納品時に、受注者はURL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信ぴょう性チェックツール）又はチェックシステム（信ぴょう性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信ぴょう性確認を行い、その結果を書面で監督員へ提出するものとする。なお、提出された信ぴょう性確認の結果を、監督員が確認することがある。

※1 URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」

※2 URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/software/>」